

第1条 総合口座取引

1. 次の各取引は定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。
 - ①普通預金（「無利息型普通預金」を含む。以下同じ。）
 - ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金および据置期間後解約自由定期預金（以下これらを「定期預金」という。）
 - ③定期積金
 - ④第2号および第3号（以下これらを「定期預金等」という。）を担保とする当座貸越
2. 普通預金については単独で利用することができます。
3. 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当組合の当該各取引の規定により取扱います。

第2条 定期預金の自動継続

1. 定期預金は、満期日（最長預入期限を含みます。以下同じ。）に前回と同一の期間の定期預金に自動的に継続します。なお、自動継続の方法について別途定めのある取引については、当該各取引の規定により取扱います。
2. 継続された定期預金についても前項と同様とします。
3. 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を当店に申出てください。

第3条 自動支払等

1. 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。
2. 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

第4条 預金利息の支払い

1. 普通預金（「無利息型普通預金」を除く。）の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除く。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当組合所定の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ普通預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
2. 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

第5条 当座貸越

1. 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当組合はこの取引の定期預金等を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。ただし、当座貸越金をもって貸越金の担保となっている定期積金の掛金払込み自動支払いいたしません。
2. 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金等残高の合計額の90%（千円未満切り捨て）または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
3. 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第7条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

第6条 貸越金の担保

1. この取引に定期預金等があるときは、後記第2項の順序に従い、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。なお、定期積金に対する質権設定手続は当組合所定の方法によるものとします。
2. この取引に定期預金等があるときは、後記第7条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金等が数口ある場合には、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
3. ①貸越金の担保となっている定期預金等について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された定期預金等の金額または（仮）差押にかかる定期預金等の全額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
 - ②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

第7条 貸越金利息等

1. ①貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当組合所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - ア. 定期預金を貸越金の担保とする場合
その定期預金ごとにその約定利率（期日指定定期預金は「2年以上利率」）に年0.5%を加えた利率
 - イ. 定期積金を貸越金の担保とする場合
その定期積金ごとにその約定年利回りに年0.7%を加えた利率
 - ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当組合からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
 - ③この取引の定期預金等の全額の解約により、定期預金等の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
2. 定期預金等を担保とする貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当組合が定めた日からとします。
 3. 当組合に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14.6%（年365日の日割計算）とします。

第8条 即時支払

1. 次の各号の一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ①支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立てがあったとき
 - ②相続の開始があったとき
 - ③第7条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当組合において所在が明らかでなくなったとき
2. 次の各号の場合に貸越元利金等があるときは、当組合からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - ①当組合に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
 - ③定期積金の払込が6か月以上遅れているとき

第9条 解約等

1. 普通預金口座を解約する場合には、この通帳、カードおよび担保となっている定期預金等の証書・通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この通帳の担保明細欄に定期預金等の記載がある場合で、その残高があるときは、別途にその定期預金等について証書・通帳を発行します。
2. 前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

第10条 差引計算等

1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、当組合は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - ①この取引の定期預金等については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。
また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金等を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
2. 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金等の利率（利回）はその約定利率（利回）とします。

以 上

※この他「預金共通規定」をご参照ください。